

船舶事故調査報告書

平成26年8月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成25年8月11日（日） 12時10分ごろ
発生場所	北海道石狩市新港東4丁目海岸沖 石狩市所在の石狩湾港北防波堤北灯台から真方位101° 2.620m付近 （概位 北緯43° 13.5′ 東経141° 19.2′）
事故調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ <small>かいじょうふあんてい</small> 海上不安艇、0.2トン 200-39714 北海道、個人所有 2.85m (Lr) × 1.10m × 0.47m、FRP ガソリン機関、154.5kW、平成25年6月
乗組員等に関する情報	船長 男性 40歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年7月27日 免許証交付日 平成22年4月12日 （平成27年7月26日まで有効） 遊泳者A 女性 8歳
死傷者等	軽傷 1人（遊泳者A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、石狩湾港の北東側の砂浜沖において、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、同砂浜から約5m沖に設置してある錨付きブイに取っていた係留ロープを放して沖出しを始めた。 船長は、同乗者を操縦席の前側に腰を掛けさせ、本船を砂浜から約7m沖まで押し出して乗り、同乗者の後ろ側に腰を掛け、船首を沖側に向け、機関を始動しようとした。 本船は、機関の掛かりが悪く、船長がアクセルを吹かしたところ、急発進してハンドルのコントロールができずに右転して右前方の遊泳者Aに向けて約30km/hの対地速力で航走し、平成25年8月11日12時10分ごろ本船の右舷前部と遊泳者Aとが接触した。 船長は、接触後、すぐに緊急エンジン停止スイッチを抜いて機関を

	<p>停止し、飛び降りて本船を止めて救助に当たり、砂浜にいる人に救急車の手配を要請した。</p> <p>遊泳者Aは、頭部打撲を負い、逆行性健忘を発症した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船の最大搭載人員は、3人であった。</p> <p>船長は、同乗者を乗せた状態での操縦を含めて水上オートバイの操縦経験が10年以上あったが、年に2回程度乗船するだけであるとともに、本船に乗船するのも初めてであり、本事故前に約10分間慣らし運転を行っていた。</p> <p>本船の周囲には、本事故当時、右前方約8mの所に遊泳者Aを含め子供3人がいたほか、左後方で親子連れの3人が遊んでおり、ほかの水上オートバイ約2～3隻がブイ係留していた。</p> <p>船長は、長袖のシャツ、海水パンツ、グローブを着用し、マリンシューズを履いており、飲酒はしていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、2人共にベスト型の救命胴衣を着用しており、けがはなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.3mであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、石狩湾港の北東側の砂浜沖において、機関を始動する際、機関が掛かりにくく、船長がアクセルを増速側に操作したところ、発進して右転したことから、右前方の遊泳者Aに接触し、遊泳者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船に乗船するのは初めてであり、本事故前に約10分間慣らし運転を行っていたが、アクセルの調整に慣れていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、発進した際、船長がハンドルをコントロールすることができず、右舵が取られた状態になり、右転した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、石狩湾港の北東側の砂浜沖において、機関を始動する際、機関が掛かりにくく、船長がアクセルを増速側に操作したところ、発進して右転したため、右前方の遊泳者Aに接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発進する際は、付近にいる遊泳者から十分に離れた安全な方向に船首を向け、急発進することがないように、アクセルの操作を慎重に行うこと。